

**◎九州旅客鉄道株式会社公告第12号**

旅客連絡運輸規則（昭和62年4月九州旅客鉄道株式会社公告第15号）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日乗車となるものから適用します。

平成 29年3月6日

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 青柳 俊彦

本文中次のように改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条を次のように改める。

（準用規定）

第8条 旅客規則第4条第1項、同条第2項第2号、第5条、第9条、第10条及び第11条の規定は、この編に準用する。

（注1）準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第4条 運賃・料金前払の原則

第5条 契約の成立時期及び適用規定

第9条 期間の計算方

第10条 乗車券類等に対する証明

第11条 旅客等の提出する書類

（注2）旅客規則第4条第2項第1号及び同第9章第1節に規定するギフトカードの取扱いは、旅客会社線の駅において旅客会社線発となる乗車券類への引換え及び乗車変更等の取扱いを行う場合に限って、連絡運輸に適用することができる。